

かがわ結婚応援パスポート事業ロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かがわ結婚応援パスポート事業において使用するかがわ結婚応援パスポート事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、香川県（以下「県」という。）に属する。

2 ロゴマークはかがわ結婚応援パスポート事業協賛店（以下「協賛店」という。）において、次条の手続きにより使用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合については手続きの必要はない。

- (1) 協賛店が店頭等に掲出する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合

(使用手続)

第3条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめロゴマーク使用届出書（様式第1号）に必要な書類を添付して、県に届出なければならない。

2 前項の届出を受理したときは、県は、ロゴマーク使用届出受理通知書（様式第2号）を交付し、ロゴマークのデータを提供する。

(使用の中止)

第4条 県は、ロゴマークの使用に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の中止を命じることができる。

- (1) 県の信用や品位を損なうおそれがある場合
- (2) ロゴマークの正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 使用者がこの要領に定める事項に違反した場合
- (6) ロゴマークの使用届出書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (7) その他、その使用が著しく不相当と認められる場合

(使用の方法)

第5条 ロゴマークは、定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形して使用することはできない。

附則

この要領は、令和8年4月30日から施行する。